

日本ホスピタリティ観光学会  
会員規程

施行：2025年4月20日

改訂：2025年8月18日

(目的)

第1条 本規程は、日本ホスピタリティ観光学会（以下「当学会」という。）の定款第3章の規定に基づき、当学会の会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の構成員)

第2条 本規程における会員とは、定款第6条の定めるところにより、次の4種とする。

- (1) 研究会員 大学等の研究機関に常勤で所属し、専ら教育や研究に従事する者
- (2) 特別会員 一般社団法人サービス連合情報総研の正会員若しくは準会員組織に所属する者
- (3) 一般会員 前第1号及び第2号以外の者
- (4) 団体会員

(会員の権利)

第3条 会員は、当学会が発行する機関誌その他の刊行物の配布を受けるほか、当学会が主催する事業に参加することができる。

(会員の義務)

第4条 会員は、定款に定められた目的と事業内容を認識し、本規程を遵守したうえで、当学会の運営を支えなければならない。

- 2 会員は、定款第8条の定めるところにより、本規程に従い会費を納入しなければならない。
- 3 会員は、当学会の活動に対して知り得た会員以外への流出を禁じた情報について、他人に開示し、漏らし、または自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。退会した後も同様とする。
- 4 会員は、当会員及び他の会員の名誉棄損、名誉棄損になる恐れがある行為、また当法人の名誉を傷つける可能性のある風評若しくは風説の流布（口頭、紙誌、インターネット等その媒体を問わず。）をおこなってはいけない。

(入会手続)

第5条 当学会の会員になろうとする個人は、当学会が指定するオンラインフォームを通じて入会申し込み手続をしなければならない。

- 2 当学会の団体会員になろうとするものは、入会を申し込みする書類（別紙：様式1「団体会員入会申込書」）を当学会に提出しなければならない。
- 3 当学会への入会には、次の基準を元にした役員会の承認を得るものとする。
  - (1) 当学会の目的に賛同し、定款第6条各号の規程に該当するものであること。
  - (2) 当学会の会員であったものである場合については、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
- 3 入会の窓口は、事務局とする。

(入会承認の手続)

第6条 役員会において入会の可否を決定したときは、事務局がその旨を入会申込者に通知しなければならない。

2 入会日は前項の連絡の際に、会員に通知しなければならない。

(経費負担)

第7条 入会者は、入会可能な通知を受領した後、すみやかに会費を納入しなければならない。

2 会費は、当学会が指定する金融機関口座への振り込みによる方法にて支払うものとする。なお、支払いに伴い振込手数料が発生した場合は、会員の負担とする。

3 会員は、それぞれ年会費として本項各号に定める額を、毎事業年度の当初に納入しなければならない。なお、事業年度の途中入会の場合は、毎年10月1日以降に入会手続した場合に限り、当該初年度の会費は通常半額とする。

(1) 研究会員 6,000円

(2) 特別会員 0円

(3) 一般会員 2,000円

(4) 団体会員 1口 50,000円(1口以上)

4 既納の会費は、理由の如何を問わず、これを返還しない。

(有効期間)

第8条 会員資格の有効期間は原則として1事業年度とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。以後については、本規定第9条による退会の申し出、若しくは第10条による除名、又は第11条による会員の資格喪失がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当学会に対して予告するものとする。予告の手段は問わない。

2 退会する会員は、退会の予告の後、すみやかにその旨を連絡する書類(別紙:様式2「会員情報変更・退会届」)を当学会に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が、当学会の名誉を毀損し、若しくは当学会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4) 納入期日から6か月以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総会員の同意があったとき。

(変更の届出)

第12条 会員は、入会申込時の内容に変更が生じた場合、すみやかにその旨を連絡する書類(別紙:様

式2「会員情報変更・退会届」)を当学会に提出しなければならない。

- 2 会員は、第2条で定める会員の種別変更を希望する場合、「会員情報変更・退会届」を当学会に提出し役員会の承認があれば変更することができる。なお、変更に伴う会費の追加請求額、若しくは払い戻し額は、役員会の決議による。

(会員への告知)

第13条 当学会の会員への告知は、書面又は電磁的記録でおこなう。

(損害賠償)

第14条 当学会が会員の諸活動によって何らかの損害を被った場合は、当学会は当該会員に対して損害の賠償を求めることができる。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、役員会の決議による。

附則

この規則は、2025年4月20日から施行する。